シリーズ人敬意教育　第１１８回

「今を生きる」

〜人権フェスティバル

２０１１ひがしひろしま

人権講演会より〜

「障害」という言葉を聞いたことがありますか？



　昨年１２月１０日に開催した「人権フェスティバル」にて、人権講演会の講師である藤井輝明さんがご自身のことを称した言葉です。

　藤井さんは、子どもの頃、右頬に「海綿状血管腫（かいめんじょうけんかんしゅ）」という痣（あざ）が現れ、血管の中がぷくぷくと膨らみました。こうした血管腫は、遺伝するものではなく、人に感染するものでもありません。

　容貌が著しく変化する病気は、「血管腫」だけでなく、怪我、手術後の傷、やけどといった突発的な事故が原因となるものから、顔面の麻痺、筋肉の萎縮、ほくろ、脱毛、肌や髪等の色素欠乏など、さまざまなものがあります。

　その原因も治療方法も分かっていないものも多くあります。

なぜ、容貌「障害」なのでしょうか？

　藤井さん自身、「障害」という言葉を好んで使っている訳ではありません。

　事実、「容貌障害」の多くは、「身体障害」ではなく、保障や援助を受けることができません。

　だからといって、健常者と同じなのかと言えば、そうではありません。

　藤井さんも小学生の頃にはいじめの問題に直面し、就職する際には、成績とは関係なく、５０社以上から不合格となる就職差別を受けました。

　「見た目の問題」を抱える人は、「化け物」「うつる病気ではないのか？」等の心無い言葉を浴びせられることで、家に引きこもりがちとなり、孤立し、情報収集ができなくなるといった問題もあります。

病気、障害も「個性」

　藤井さんのお母さんがいつも藤井さんに言い続けたことがあります。

　「あなたの顔のふくらみは、瘤（こぶ）でもないし、あざでもない。それが宝物だということが分かる日が必ずやってくるから」と。

　講演の中で、藤井さんは、「日本の社会はともすれば、『正常』ということに囚われすぎている。色んな病気や障害の人達が社会にいていい。それも、その人の『個性』であり、『チャームポイント』だと思います。」とお話されました。

　「見た目」だけで、「うつりそう」「ひ弱そう」「派手そう」といった固定観念にとらわれることなく、その人自身の健康状態、能力を適正に判断する意識を広げていきましょう。

【参考文献】藤井輝明著『笑顔で生きる︱「容貌障害」と闘った五十年︱』（講談

社＋α文庫）

